

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成7年の35,604人をピークに一貫して減少し、平成25年以降、30,000人を下回っている。その結果、令和7年2月1日現在の本市の人口は、25,434人となっている。

本市の産業は、明治・大正・昭和中期まで、畜産・林業・石炭が基幹産業であり、特に産炭地として栄えてきた。しかし、産業構造の変化、石油エネルギーの変革により、産業基盤は大きく変わり、石炭産業にかわる生産工場の進出、工業団地の開発が進められた。

本市の産業構造を売上高（RESAS 2021年 売上高（企業単位）大分類）で見ると、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉、建設業が全体の8割以上を占めている。また、事業所数（RESAS 2021年 事業所数（企業単位）大分類）で見ると、上記に加え、宿泊業・サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、不動産業・物品賃貸業、教育・学習支援業も一定の割合を占め、多様な業種による産業構造となっている。

本市における産業別の就業者構成比の特徴としては、第2次産業の就業者比率が、国・県を上回っていることが挙げられる。これは、本市において松久保及び手綱工業団地などを中心として積極的に企業誘致を進めてきたことに加えて、本市周辺の日立市や北茨城市などにも製造業をはじめとする第2次産業が多く集積していることが要因だと考えられる。

最近の市内の産業の状況としては、全産業の事業所数（令和3年経済センサス）が1,139か所で、平成28年度と比べて2.4%減少している。また、市内の南北に大型商業施設が進出しており、駅前商店街では空洞化が進み、空き店舗が増加している。

このように産業構造が変化している中、本市では、市内中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の一つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業との経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業、卸売業・小売業、建設業など、幅広い産業構造の多様な設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、松久保及び手綱工業団地をはじめ、臨界エリアから山間部まで、市内全域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、高萩市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

高萩市の産業は多岐に渡り、多様な業種が高萩市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務の効率化等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、高萩市暴力団排除条例（平成23年9月26日条例第22号）に規定する暴力団及び暴力団と関係するものと認められるものなど、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納しているものを先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。